



かすみがうら 大人クラブ 会員募集 集中

- ✓ 市内在住・在勤、その他本市に関わりのある方。
- ✓ 活動資金は、会費と市からの補助金を活用します。
※年会費:1,000円
- ✓ イベントやレクリエーションの企画・運営まで基本自由に行えます!
- ✓ 平成28年度(2016年度)に設立したサークルです。

職場・学校・家庭などの枠を超えて集まれるサークルです。参加者同士の情報交換はもちろん、講演・研修会を企画あるいは参加したりして、自分たちで企画・運営するイベントやレクリエーションを通して地域へ還元するなど、今の生活にちょこっと社会活動を足し算してみませんか。

現役世代はもちろん**子育て世代**も大歓迎! お気軽に下記までお問い合わせください。

市教育委員会 生涯学習課 社会教育担当 かすみがうら大人クラブ事務局

(〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷 3719-1 霞ヶ浦コミュニティセンター内)

TEL 029-897-0564 FAX 029-898-2965 MAIL syakyo@city.kasumigaura.lg.jp

大人クラブ Facebook



かすみがうら大人クラブ規約

(名 称)

第1条 この会は、かすみがうら大人クラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、次世代の地域を担う青年の連絡強調、相互の研鑽、情報交換を図り、相互の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互発展のための事業
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本クラブの会員は、かすみがうら市に居住又は在勤する者、その他かすみがうら市に関係する者をもって会員とする。

(会 費)

第5条 会費は、年会費として1,000円を納入しなければならない。

(役 員)

第6条 本クラブには、次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、欠員による役員は前任者の残留期間とし任期満了といえども後任者就任するまでその職務を行うものとする。

- 会長1名 副会長1名 書記1名 会計1名 監事1名
- 2 会長・副会長・書記・会計・監事は、総会で選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は本クラブを代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

書記は会務を担当し、記録及び通信事務を処理する。

会計は本クラブの会計を処理する。

監事は会計を監査する。

(顧 問)

第8条 本クラブに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会で推薦し会長の諮問に応じるほか、会議に出席し意見を述べることができる。

(会 議)

第9条 本クラブの会議は、総会及び役員会として会長がこれを招集する。

- 2 総会は、会員2分の1以上の出席を持って総会とし、原則として年1回開催し、役員会は必要に応じて開催する。
- 3 役員会は本クラブの運営及び事業実施方針の決定にあたる。

(付 議)

第10条 総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 会費の額と納入期日
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告並びに収支決算の承認
- (5) 役員の選任
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(経 費)

第11条 本クラブの経費は、会費及び補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。



切取

かすみがうら大人クラブ 入会申込書 (入会希望)

住 所	
氏 名	
生年月日	
電話番号	
入会要件	在住 ・ 在勤 ・ その他 ()



申込用二次元コード

※上記申込書にご記入後、事務局へ提出(郵送・FAX・持参)するか、上記二次元コードからお申し込みください。